

議第24号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道路線を変更したので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求める。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

一部区間において現在利用されておらず、公共的な道路として管理する必要が認められないため、終点を変更しようとする。

市 道 路 線 変 更 調 書

整理 番号	(路線番号) 路 線 名	新旧 の別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	(1099) 山口33号線	旧	高山市山口町517番地2先 から	
			高山市山口町861番地2先 まで	
		新	高山市山口町517番地2先 から	
			高山市山口町763番地1先 まで	

市道路線変更の路面延長及び幅員

(参考資料)

整理 番号	(路線番号) 路線名	新旧 の別	延長 (m)	幅員 (m)
1	(1099) 山口33号線	旧	497.2	0.3 ~ 5.3
		新	125.0	1.8 ~ 5.3